

綾瀬市議会 6 月定例会会期日程

資料 4

令和 5 年 5 月

月・日	曜日	会 議	事 項
6・1	木	本 会 議	・一般議案 ・一般質問通告書午後 4 時締切
2	金	休 会	
3	土	休 会	
4	日	休 会	
5	月	休 会	
6	火	市民福祉常任委員会	
7	水	経済建設常任委員会	
8	木	総務教育常任委員会	
9	金	休 会	
10	土	休 会	
11	日	休 会	
12	月	基地政策特別委員会	
13	火	休 会	
14	水	休 会	・写真撮影申込正午締切
15	木	本 会 議	・一般質問
16	金	本 会 議	・一般質問
		議会運営委員会	
17	土	休 会	
18	日	休 会	
19	月	本 会 議	・一般質問
20	火	休 会	
21	水	本 会 議	・委員会付託議案の委員長報告～採決 ・一般質問掲載申出書締切日
		議会全員協議会	

○開議時間については、午前 9 時〔最終日は 9 時 30 分〕

本 会 議・・・議 場	議会運営委員会・・・第 1 委員会室
総務教育常任委員会・・・第 1 委員会室	市民福祉常任委員会・・・第 1 委員会室
経済建設常任委員会・・・第 1 委員会室	基地政策特別委員会・・・第 1 委員会室

綾瀬市議会 6 月定例会議事日程（第 1 号）

令和 5 年 6 月 1 日（木）午前 9 時開議

日程第 1		会期決定について
日程第 2	第146号議案	令和 5 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 3	第147号議案	令和 5 年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 4	第 2 2 号議案	綾瀬市印鑑条例の一部を改正する条例
日程第 5	第 2 3 号議案	綾瀬市下水道条例の一部を改正する条例
日程第 6	第 2 4 号議案	綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例
日程第 7	第 2 5 号議案	市道路線の廃止について（R 1 3）
日程第 8	第 2 6 号議案	市道路線の廃止について（R 1 4）
日程第 9	第 2 7 号議案	市道路線の廃止について（R 6 4 8）
日程第 1 0	第 2 8 号議案	市道路線の廃止について（R 6 4 9）
日程第 1 1	第 2 9 号議案	市道路線の廃止について（R 6 8 8）
日程第 1 2	第 3 0 号議案	市道路線の廃止について（R 6 9 1 - 1）
日程第 1 3	第 3 1 号議案	市道路線の廃止について（R 6 9 2）
日程第 1 4	第 3 2 号議案	市道路線の廃止について（R 6 9 5）
日程第 1 5	第 3 3 号議案	市道路線の廃止について（R 6 9 6）
日程第 1 6	第 3 4 号議案	市道路線の廃止について（R 6 9 7）
日程第 1 7	第 3 5 号議案	市道路線の廃止について（R 6 9 8）
日程第 1 8	第 3 6 号議案	市道路線の廃止について（R 6 9 9）
日程第 1 9	第 3 7 号議案	市道路線の廃止について（R 7 0 0）
日程第 2 0	第 3 8 号議案	市道路線の廃止について（R 7 0 1）
日程第 2 1	第 3 9 号議案	市道路線の廃止について（R 7 0 2）
日程第 2 2	第 4 0 号議案	市道路線の廃止について（R 7 0 3）
日程第 2 3	第 4 1 号議案	市道路線の廃止について（R 7 0 4）
日程第 2 4	第 4 2 号議案	市道路線の廃止について（R 7 0 6）
日程第 2 5	第 4 3 号議案	市道路線の廃止について（R 7 0 7）
日程第 2 6	第 4 4 号議案	市道路線の廃止について（R 7 0 8）
日程第 2 7	第 4 5 号議案	市道路線の廃止について（R 8 8 2）
日程第 2 8	第 4 6 号議案	市道路線の廃止について（R 8 9 1）
日程第 2 9	第 4 7 号議案	市道路線の廃止について（R 8 9 2）
日程第 3 0	第 4 8 号議案	市道路線の廃止について（R 8 9 3）
日程第 3 1	第 4 9 号議案	市道路線の廃止について（R 8 9 4）
日程第 3 2	第 5 0 号議案	市道路線の廃止について（R 8 9 5）
日程第 3 3	第 5 1 号議案	市道路線の廃止について（R 8 9 6）

日程第34	第52号議案	市道路線の廃止について (R897)
日程第35	第53号議案	市道路線の廃止について (R898)
日程第36	第54号議案	市道路線の廃止について (R899)
日程第37	第55号議案	市道路線の廃止について (R901)
日程第38	第56号議案	市道路線の廃止について (R902)
日程第39	第57号議案	市道路線の廃止について (R903)
日程第40	第58号議案	市道路線の廃止について (R904)
日程第41	第59号議案	市道路線の廃止について (R905)
日程第42	第60号議案	市道路線の廃止について (R906)
日程第43	第61号議案	市道路線の廃止について (R907)
日程第44	第62号議案	市道路線の廃止について (R909)
日程第45	第63号議案	市道路線の廃止について (R910)
日程第46	第64号議案	市道路線の廃止について (R913)
日程第47	第65号議案	市道路線の廃止について (R914)
日程第48	第66号議案	市道路線の認定について (R13-1)
日程第49	第67号議案	市道路線の認定について (R14-1)
日程第50	第68号議案	市道路線の認定について (R882-1)
日程第51	第69号議案	市道路線の認定について (R904-1)
日程第52	第70号議案	市道路線の認定について (R913-1)
日程第53	第71号議案	市道路線の認定について (R1651)
日程第54	第72号議案	市道路線の認定について (R1652)
日程第55	第73号議案	市道路線の認定について (R1653)
日程第56	第74号議案	市道路線の認定について (R1654)
日程第57	第75号議案	市道路線の認定について (R1655)
日程第58	第76号議案	市道路線の認定について (R1656)
日程第59	第77号議案	市道路線の認定について (R1657)
日程第60	第78号議案	市道路線の認定について (R1658)
日程第61	第79号議案	市道路線の認定について (R1659)
日程第62	第80号議案	市道路線の認定について (R1660)
日程第63	第81号議案	市道路線の認定について (R1661)
日程第64	第82号議案	市道路線の認定について (R1662)
日程第65	第83号議案	市道路線の認定について (R1663)
日程第66	第84号議案	市道路線の認定について (R1664)
日程第67	第85号議案	市道路線の認定について (R1665)
日程第68	第86号議案	市道路線の認定について (R1666)
日程第69	第87号議案	市道路線の認定について (R1667)

日程第70	第88号議案	市道路線の認定について (R1668)
日程第71	第89号議案	市道路線の認定について (R1669)
日程第72	第90号議案	市道路線の認定について (R1670)
日程第73	第91号議案	市道路線の認定について (R1671)
日程第74	第92号議案	市道路線の認定について (R1672)
日程第75	第93号議案	市道路線の認定について (R1673)
日程第76	第94号議案	市道路線の認定について (R1674)
日程第77	第95号議案	市道路線の認定について (R1675)
日程第78	第96号議案	市道路線の認定について (R1676)
日程第79	第97号議案	市道路線の認定について (R1677)
日程第80	第98号議案	市道路線の認定について (R1678)
日程第81	第99号議案	市道路線の認定について (R1679)
日程第82	第100号議案	市道路線の認定について (R1680)
日程第83	第101号議案	市道路線の認定について (R1681)
日程第84	第102号議案	市道路線の認定について (R1682)
日程第85	第103号議案	市道路線の認定について (R1683)
日程第86	第104号議案	市道路線の認定について (R1684)
日程第87	第105号議案	市道路線の認定について (R1685)
日程第88	第106号議案	市道路線の認定について (R1686)
日程第89	第107号議案	市道路線の認定について (R1687)
日程第90	第108号議案	市道路線の認定について (R1688)
日程第91	第109号議案	市道路線の認定について (R1689)
日程第92	第110号議案	市道路線の認定について (R1690)
日程第93	第111号議案	市道路線の認定について (R1691)
日程第94	第112号議案	市道路線の認定について (R1692)
日程第95	第113号議案	市道路線の認定について (R1693)
日程第96	第114号議案	市道路線の認定について (R1694)
日程第97	第115号議案	市道路線の認定について (R1695)
日程第98	第116号議案	市道路線の認定について (R1696)
日程第99	第117号議案	市道路線の認定について (R1697)
日程第100	第118号議案	市道路線の認定について (R1698)
日程第101	第119号議案	市道路線の認定について (R1699)
日程第102	第120号議案	市道路線の認定について (R1700)
日程第103	第121号議案	市道路線の認定について (R1701)
日程第104	第122号議案	市道路線の認定について (R1702)
日程第105	第123号議案	市道路線の認定について (R1703)

日程第106	第124号議案	市道路線の認定について (R1704)
日程第107	第125号議案	市道路線の認定について (R1705)
日程第108	第126号議案	市道路線の認定について (R1706)
日程第109	第127号議案	市道路線の認定について (R1707)
日程第110	第128号議案	市道路線の認定について (R1708)
日程第111	第129号議案	市道路線の認定について (R1709)
日程第112	第130号議案	市道路線の認定について (R1710)
日程第113	第131号議案	市道路線の認定について (R1711)
日程第114	第132号議案	市道路線の認定について (R1712)
日程第115	第133号議案	市道路線の認定について (R1713)
日程第116	第134号議案	市道路線の認定について (R1714)
日程第117	第135号議案	市道路線の認定について (R1715)
日程第118	第136号議案	市道路線の認定について (R1716)
日程第119	第137号議案	市道路線の認定について (R1717)
日程第120	第138号議案	市道路線の認定について (R1718)
日程第121	第139号議案	市道路線の認定について (R1719)
日程第122	第140号議案	市道路線の認定について (R1720)
日程第123	第141号議案	市道路線の認定について (R1721)
日程第124	第142号議案	市道路線の廃止について (R1173)
日程第125	第143号議案	市道路線の認定について (R740-2)
日程第126	第144号議案	市道路線の認定について (R816-3)
日程第127	第145号議案	市道路線の認定について (R1173-1)
日程第128	第3号報告	令和4年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第129	第4号報告	令和4年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について
日程第130	第5号報告	令和4年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

請 願 文 書 表		
請 願 第 1 号		令和5年 5 月 19 日 受 付 令和5年 6 月 1 日 委員会付託
件 名		インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出を求める請願書
代 表 者	住 所	大和市南林間1-7-7
	氏 名	諸要求実現県央四市共同行動実行委員会 実行委員長 永 澤 三 郎
紹 介 議 員	福 田 久美子	

—— 請 願 の 原 文 ——

請願趣旨

いまだ続くコロナ禍の影響、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、悪化を招いています。「物価高倒産」は前年度比3.4倍（帝国データバンク4月10日）にのぼっています。

世界でも同様の状況ですが、日本以外の100を超える国や地域が日本の消費税に当たる付加価値税の税率を緊急に引下げています。日本は消費税の引下げどころか、この10月からインボイス制度を実施しようとしています。

インボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が押しつけられます。既に、「インボイス登録しないと回答したら3月で契約が打ち切られた」事例が出ています。小規模事業者の取引排除が広がれば、地域経済はますます疲弊することになります。

影響を受けるのは小規模事業者やフリーランスではありません。太陽光パネルを設置して売電している家庭や敷地に飲み物などの自動販売機を設置している家庭にもインボイス発行事業者登録に関する働きかけが行われています。

政府は161万件がインボイス制度の対象になり、2,480億円の増収になると試算しているように、インボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策です。

今インボイス制度が始まれば、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明らかです。

政府は激変緩和措置として、期間限定の消費税の負担軽減策を打ち出していますが、あくまで期間限定であり、軽減措置を適用するための経理処理はかえって煩雑さを招きます。よって10月からのインボイス制度の実施を当面延期していただくことを求める意見書の提出をお願いいたします。

請願項目

インボイス制度の実施を当面延期すること

請 願 文 書 表		
請 願 第 2 号		令和5年 5 月 19 日 受 付 令和5年 6 月 1 日 委員会付託
件 名		所得税法第56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願書
代 表 者	住 所	大和市南林間1-7-7
	氏 名	大和民主商工会婦人部 部長 小 川 さおり
紹 介 議 員	福 田 久美子	

—— 請 願 の 原 文 ——

請願趣旨

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。

所得税法第56条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）として、家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認めないことを規定しています。

白色申告の場合、事業主の所得から、配偶者が年間86万円、家族が同50万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及びません。このため、自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続などで不利益を受けています。後継者育成にも大きな妨げとなっています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）と言いますが、既に白色申告者に対する記帳や記録保存の制度が設けられ、電子帳簿保存制度も始まっています。働いている実態があり、商売に応じた記帳を行っているにもかかわらず、申告の仕方によって、納税者を差別する合理的根拠は失われています。

明治時代の家父長制的「世帯課税」を引き継ぐ56条は、日本のジェンダー差別の根幹に関わる問題でもあります。人権問題として、差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正當に認めるため、56条は廃止すべきです。

今、560を超える自治体が「56条の廃止を求める意見書」を国に上げています。男女平等を求める国内外の女性運動との共同・連帯で、国連女性差別撤廃委員会が日本政府に「所得税法の見直し」を勧告し、日本弁護士連合会（日弁連）や税理士団体からも意見書が出されるなど、56条廃止を求める世論は大きく広がっています。

家族従業者の人権保障の基礎をつくるために、以下の請願項目へのご賛同を是非お願いいたします。

請願項目

所得税法第56条の見直しを政府に求めてください

請 願 文 書 表	
請 願 第 3 号	
令和5年 5 月 24 日 受 付	
令和5年 6 月 1 日 委員会付託	
件 名	日本政府に対し、「核兵器禁止条約」に署名・批准するよう求める意見書の提出を求める請願
代 表 者	住 所
	氏 名
紹介議員	

—— 請 願 の 原 文 ——

請願の趣旨

「核兵器禁止条約」は、2017年7月7日、国連の会議において122か国の賛同を得て採択され、50か国の批准によって2021年1月22日に発効しました。これにより核兵器は存在そのものが禁止され、国際法で違法とされました。

その後、92か国が署名し、うち68か国が批准を済ませております。

日本は、1945年8月6日に広島、同月9日長崎に、それぞれ1発の原子爆弾の投下により一瞬のうちに壊滅させられ、21万人の命が奪われました。

核兵器の破壊力は人類の生存、文明、歴史を消滅させるだけでなく、何世代にもわたり多大な影響を及ぼすものです。ロシアによるウクライナ侵略は国際法違反の許しがたいものです。ロシアはこの戦争において度々核兵器使用の威嚇を行っています。このことは、核兵器による抑止力論は幻想でしかないこと。また、人類存亡の危機を現実的に示すものとなっているといえます。

日本は、世界で唯一の戦争被爆国です。日本政府が「核兵器禁止条約」の署名・批准を行うことにより核兵器禁止の国際世論は一層励まされ、核兵器廃絶に向け大きな

力となるものです。

綾瀬市は1984年12月19日に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。

綾瀬市議会として、同平和都市宣言の立場から核兵器のない世界を希求する国内外の広範な世論に応えていただきたく、次のとおりお願いいたします。

請願事項

日本政府に対し、「核兵器禁止条約」に署名・批准するよう求める意見書を提出してください。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 1 号		令和5年 5 月 22 日 受 付 令和5年 6 月 1 日 審査依頼
件 名	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情	
代 表 者	住 所	綾瀬市吉岡1728-6
	氏 名	佐藤晴美

—— 陳 情 の 原 文 ——

趣旨

- 1 政党機関紙の市庁舎内での、勧誘・購読・配達への庁舎管理規則適用の徹底を行政に求めること。
- 2 政党機関紙の購読は、個人の自由で制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、読みたい方は配達先を自宅とすることを職員に指導することを行政に求めること。
- 3 職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないかを確認、調査を行政に求めること。（川崎市等の事例参照）

理由

近年、全国各市町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、産経新聞などの各種メディアで報道されています。

最近では共同通信が調査した記事が報道され、実態が報告されていますが、政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（させられている）とは思いませんでした。特に、市議に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた市職員が7割以上にものぼったというのは、大変深刻な状況です。新聞報道によると、全国自治体でも同様の事例がたくさんあるようです。

ここで問題になってくるのは、庁舎管理規則の徹底です。庁舎管理規則によれば、庁舎内での物品等の販売には管理者の許可が必要とありますが、綾瀬市では市議会議員が庁舎の中で物品等を販売する場合は、この限りではないと解釈をされていることです。本来必要であるはずの管理者による許可を市議会議員は必要としないことは市議会議員の特権となりますので認めることはできません。

以上の理由により、陳情いたします。